

# 石川県国民健康保険団体連合会健康教育用教材貸出要綱

平成30年11月29日

## 1. 目的

この要綱は、石川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が地域住民の健康づくり活動に役立てるための健康教育用教材貸出手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 用語の定義

- ・この要綱で「健康教育用教材」とは、国保連合会ホームページの「教材紹介」に掲載されているものをいう。
- ・この要綱で「保険者等」とは、石川県内の国民健康保険保険者である石川県、石川県内の市町、石川県医師国保組合及び石川県後期高齢者広域連合とこれらの団体に関連する団体及び組織のことをいう。
- ・この要綱で「借用団体」とは借用申込をする保険者等をいう。

## 3. 貸出

貸出は、保険者等からの健康教育用教材借用申込書（様式1）により受けつける。貸出は無料とする。機材によっては消耗品代別途徴収するものとする。

## 4. 借用申込

借用申込は、貸出日5ヶ月前から受け付けるものとする。

## 5. 健康教育用教材の受け渡し

健康教育用教材の受け渡しは原則として国保連合会事務局で行うものとし、これに要する費用は借用団体の負担において行うものとする。

## 6. 貸出期間

貸出期間は、原則として7日間以内とする。ただし、これを超える場合はあらかじめ国保連合会の承認を得なければならないものとする。

## 7. 転貸の禁止

借用団体は、貸出教材を他へ転貸してはならないものとする。

## 8. 賠償責任

借用団体は貸出を受けた教材を重大な過失によって亡失又はき損した場合は、これを賠償しなければならないものとする。